

2022年10月28日発出

件名:【注意喚起】インドネシア製小児用シロップ製剤の使用について

(ポイント)

当国保健省はインドネシア製シロップ製剤に対しても警告情報を発出しております。

(本文)

1 当国保健省は、10月21日付けで領事メールにて注意喚起したシロップ製剤の他、インドネシア国家医薬品食品監督庁(BPOM)が指定したインドネシア製の複数の小児用シロップ製剤についても発見した場合は保健省に通報するよう呼びかけております。

2 これらシロップ製剤は当国政府においても承認されていたシロップ製剤であり広く流通しておりますが、各薬局店から回収されている旨保健省フェイスブックでも案内があります。しかし、回収までにしばらく時間がかかること等も考えられ、しばらくの間流通が続く可能性があります。

3 つきましては当国で購入した小児用シロップ製剤を使用されている場合はこれら製品でないことを確認するようお願いいたします。また、小児用シロップ製剤については今後も新たに使用禁止、回収対象となる製剤が増える可能性もあり、注意を払うことをお勧めいたします。

○保健省フェイスブック

<https://www.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: [ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp](mailto:ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp)

(了)